

令和6年度事業計画

I 基本方針

当公社は、県及び市町村が行う社会資本整備事業の円滑な執行を支援することにより、県勢の発展や県民生活の向上に寄与している。引き続き、長年にわたり蓄積してきた技術と経験を活かすとともに、インフラ分野のDX推進や働き方改革など県及び市町村を取り巻く環境の変化によって生じてきている当公社へのニーズに的確に対応するため、下記により事業運営に当たる。

記

- 1 積算などの基礎的事業は、基準改定などを確実に反映し常に品質向上を図りながら適正な成果品の納入に努める。
- 2 技術力向上に努めるとともに、ICT活用工事や新技術の活用など、インフラ分野のDX推進に的確に対応する。
- 3 県及び市町村等が取り組む防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進に係る事業を支援する。
- 4 経営の健全性に留意しつつ、公益目的事業や社会貢献事業を推進する。
- 5 新たなニーズに基づく事業化について、県及び市町村との連携を強める。

Ⅱ 実施計画

1 実施事業（公益目的事業）

(1) 建設技術の研修・相談の実施

ア 技術研修

- (ア) 県及び市町村の初任者向け、専門分野別及び建設 I T 研修などの定期研修を県と連携して行う。
- (イ) 市町村から要望の多い積算研修については、基準改定時などの機会をとらえて独自の研修会を実施する。
- (ウ) 出張研修については、県及び市町村の要望する内容に応じて随時実施する。
- (エ) 若手技術職員育成については、引き続き、県と連携し実施する。また、市町村職員も対象として検討していく。

イ 建設事業に関する技術相談

県及び市町村の職員からの相談に関して、ニーズを把握するとともに、電話、メール、或いは、直接出向くなどして柔軟に対応する。

特に、建築技術者がいない市町村については、初期段階から継続的かつ丁寧な対応に努める。

ウ 建設行政に関する催し等への後援・協賛

県、市町村及び建設関係団体が主催する建設行政に関する催しや研修会・講習会に対し後援・協賛する。

エ 公共土木施設災害復旧事業の技術的支援

大規模災害の教訓を活かして河川・道路災害復旧実務要領や直近の実例をもとに災害復旧事務にかかる研修会を実施する。

災害発生時には、県や市町村等の要請に基づき、ドローンを活用した空撮支援隊「技術公社 T e a m S k y」による映像提供を行い、被災状況の迅速な把握を支援する。

(2) 公共事業支援統合情報システム（建設 C A L S / E C）の運営

電子入札システム及び入札参加資格電子申請システムの共同利用センターを引き続き運営するとともに、サーバ機器の更新を行う。

茨城県土木設計積算システムの運用・保守を引き続き行う。

これらのシステムについてはソフトウェアバージョン情報を確認し、必要に応じて更新する。また、共同利用協議会の意向のもと利便性の高い機能を検討していく。

2 社会貢献事業（公益的事業）

県や市町村が抱える建設行政に関する課題解決に向けた最新技術の導入などによる先駆的な試みに対し、自治体等からの提案を受け共同で実施する「提案型事業」を継続して進めるとともに、当公社による「自主型事業」についても検討していく。

3 その他事業（収益目的事業）

(1) 発注者支援

ア 土木工事及び建築工事の設計・積算や工事監督補助及び工事監理

(ア) 設計・積算においては、適切な品質を確保する。特に積算については、わかり易い積算根拠資料を成果品に添付し技術力の支援を図る。また、増加しつつあるICT活用工事についても適切に対応していく。

(イ) 工事監督補助業務及び工事監理においては、工事が円滑に進むよう必要な立ち合いを的確に行い、県が実施している工事情報共有システム（ASP方式）、遠隔臨場を利用した施工管理に対応していく。また、ICT活用工事についても、発注者と施工者の双方のニーズに応じた施工管理に努め、建設業界におけるDX推進を支援する。

(2) 管理者支援

ア 橋梁長寿命化等

(ア) 橋梁定期点検の地域一括発注の担い手として市町村からの要請に応えていく。

(イ) 公共施設のデータのシステム化など、メンテナンスサイクルの着実な履行に資する取り組みを行っていく。

イ 台帳整備等

「道路」、「橋梁」、「公園」、「企業局管路」等台帳の新規作成、更新を行う。

ウ 日常管理補助

ダム管理補助業務については、日常の管理業務における事務執行補助に加え、緊急時における応援体制を継続していく。

(3) 事業者支援等

ア 災害復旧事業

国庫負担金申請にかかる調査・設計及び図書作成は通常業務に優先して迅速・的確に対応する。

また、県・市町村、民間コンサルタント等が一体となって、災害復旧業務を円滑に実施できるように、災害査定対応の講習会を開催し、関係機関と最新情報を共有する。

イ 土地区画整理事業等

県施行の土地区画整理事業においては、つくば地区の情報管理や積算・工事監督補助業務を行っていく。

また、県内における開発事業については、情報収集に努め、助言相談等に対応する。

4 業務執行体制の整備

(1) 職員の能力及び資質の向上

職員の技術力・事務処理能力を向上させるため、短期研修に参加し資質の向上に努める。

また、県及び市町村の職員を対象とした講習会等の講師を務めることで、自らの意識向上やスキルアップを図っていく。

技術士や1級土木施工管理技士など業務に必要な資格や、ドローン国家資格等の取得を目指す職員には、資格取得講座の受講費用を助成し支援していく。

(2) 照査体制の強化

調査・設計については、技術検討会の活用等により発注者が求める品質を確保する。

積算については、設計書照査の手引きを活用し、チェックを徹底することで、設計書の正確性を確保し、瑕疵のない成果品の納入に努める。

(3) 経営の健全性の確保

インフラ整備や防災・減災、国土強靱化などの事業に適切に対応して、安定的な経営のための収支バランスの均衡を図るとともに、業務の価格構成などを分析できるよう原価管理に努める。

(4) 働き方改革の推進

効率性や正確性などの改善を進め、時間外労働の適切な執行とともに有給休暇の取得促進や育児・介護支援制度の利用促進を図る。